

令和2年度
第10回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和3年1月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第10回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和3年1月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和3年1月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年1月25日 13時00分			議長	山本 範夫
	閉会	令和3年1月25日 13時48分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 1名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	▲				

議事録署名委員	議席番号 6番	大森直子	議席番号 9番	菊田健生
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職名	氏名		
	事務局長	遠藤竹弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立花浩		
	農地振興係主事	澤口頼太		
	農地調整係長	佐々木和查		
	農地調整係主事	古川裕太		
	農地調整係主事	高橋彩斗		
議事次第	別紙のとおり			
附議事件	別紙、議事次第に同じ			
会議の経過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をいたします。総会資料の2ページをご覧ください。議席番号10中村一彦委員は所用のため欠席となります。出席委員は18名中17名となります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度第10回八幡平市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、6番 大森直子 委員と、9番 菊田健生 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、本総会の会期についてお諮りいたします。

本総会の会期は令和3年1月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、令和3年1月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第10回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の3ページをお開き下さい。第10回運営委員会報告を致します。

次第のとおり1項目の報告及び連絡、並びに3項目の協議を行いました。また、農業委員・推進委員改選の取り組みについて協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。次のページの左上、3報告・連絡事項となります。1項目め。令和3年1月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。協議内容の概要説明を致します。協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、2月10日（水）午前10時00分に決定となりました。2項目め。令和2年度第10回総会についてとなります。本日の第10回総会の運営について協議を行い午後1時00分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。なお、併せて委員合同会議の開催について協議を行い2/25の開催となりました。3項目め。令和3年度下限面積（別段面積）についてとなります。内容について協議を行ったところ、7ページの下側に記載したとおり決定されましたが、改めて本日の農業委員会協議の協議事項で事務局より報告を行う事としております。

次のページの左上、5情報提供等となります。運営委員及び事務局からの情報提供等はありませんでした。

続きまして6農業委員・推進委員改選の取り組みについてとなります。改選に係る3項目について協議を行ったところ、15ページの中ほどから次のページに記載したとおり、農業委員及び推進委員の改選に関する方向性が決定されましたが、改めて本日の農業委員会協議の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第10回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和3年1月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第10回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（古川主事）

それでは、総会資料の17ページをご覧ください。

令和2年12月25日から令和3年1月24日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧1番から、かた括弧8番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧9番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は1月14日の木曜日でございます。16件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、4番委員 高橋正志 委員、5番委員 國司功 委員、6番委員 大森直子 委員、12番委員 立柳優 委員の4名でございます。また、事務局からは佐々木係長と澤口主事と私の3名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第25条第1項を適用し、起立によるものとします。

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は4件となっております。

申請番号1、田頭第29地割46、田、437㎡を含む10筆13,268㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻と野菜を作付し、一部自己保全管理していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号2、田頭第11地割145-1、田、599㎡です。売買による所有権移転です。

申請地は今まで別の農業者との賃貸借で水稻を作付し、貸し借りをしていた農地です。権利取得後

も同様に作付予定とのことです。

申請番号3、野駄第3地割149、田、1,016㎡を含む9筆7,723㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4、大更第40地割165-1、畑、2,951㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は牧草を作付予定とのことです。

申請地の明細については次の3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 高橋正志 委員にお願いいたします。

4番（高橋委員）

4番 高橋正志です。

申請番号1番ですが、位置は西根総合支所を中心に約2.3km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稻と野菜を作付し、一部自己保全管理していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は田頭小学校から北東に約1.4kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、別の農業者との賃貸借で水稻を作付し、貸し借りを解約した農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は松尾八幡平I.Cから西に約1.7kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は八幡平市総合運動公園から東に約3.8kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は、牧草を作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件

について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『買受適格証明に対する可否の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第2号『買受適格証明に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の6ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

申請番号1、細野235-1、畑、17,740㎡を含む2筆21,745㎡です。申請人は、牧草を主として、28,667㎡を耕作しており、取得した場合、牧草を作付するとのことです。営農状況は、トラクター、トラックを所有し、農業従事人数は2名、従事日数は160日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

申請番号2、細野235-1、畑、17,740㎡です。申請人は、水稻と野菜を主として、297,347.88㎡を耕作しており、取得した場合、野菜を作付するとのことです。営農状況は、トラクター、耕運機などを所有し、農業従事人数は3名、従事日数は250日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

申請番号3、細野235-1、畑、17,740㎡を含む2筆21,745㎡です。申請人は、牧草を主として、1,757,673㎡を耕作しており、取得した場合、牧草を作付するとのことです。営農状況は、トラクター、トラックを所有し、農業従事人数は3名、従事日数は240日とのことから効率的に経営すると見込まれます。

併せて、関係資料の2ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長 (山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号4番 高橋正志 委員に願います。

4番（高橋委員）

4番の高橋正志です。

申請番号1番ですが、位置はJR安比高原駅から西へ約2.3kmの地点です。申請者は、牧草を主として農業をしており、経営面積は28,667㎡です。取得した場合、牧草を作付することです。

申請番号2番ですが、位置はJR安比高原駅から西へ約2.3kmの地点です。申請者は、水稲と野菜を主として農業をしており、経営面積は297,347㎡です。取得した場合、野菜を作付することです。

申請番号3番ですが、位置はJR安比高原駅から西へ約2.3kmの地点です。申請者は、牧草を主として農業をしており、経営面積は1,757,673㎡です。取得した場合、牧草を作付することです。

申請人は、周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『買受適格証明に対する可否の決定について』は、証明願のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『特定貸付農地等について農業用に供した旨の証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『特定貸付農地等について農業用に供した旨の証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（澤口主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 8 ページをお開きください。今月の申請は 1 件になります。

申請番号 1、大更 15-78、田、1,376 m²を含む 5 筆 5,437 m²です。租税特別措置法における贈与税の納税猶予の特例により、農地等の生前一括贈与を受けた者が農業経営を継続することを条件に、贈与税が免除されるものであります。申請者は納税猶予を受けている農地の一部を平成 29 年 11 月 21 日開催の第 145 回農地部会において、農業経営基盤強化促進法の使用貸借権の設定により農用地利用集積計画の決定をうけました。この決定は租税特別措置法に定められている特定貸付農地にあたることから納税猶予の打切りとはなりません。また、貸付を行った時点で盛岡税務署にはその旨を届出をしており、平成 29 年 12 月 20 日付けで特定貸付けの通知を受理しております。

申請地は、農業経営基盤強化促進法により利用権設定しておりましたが、合意解約により令和 2 年 12 月 5 日に権利が消滅したため、租税特別措置法に従い、引き続き贈与税の納税猶予を受けるため、今回申請を行うものです。

申請農地はこれまで借受人によりトマトの栽培が行われており、今後は申請者が水稻を作付けすることを確認しております。また、申請者は申請農地以外の農地についても適正に管理しております。

以上のことから、すべて適格要件を満たしていると考えます。以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 12 番 立柳優 委員にお願いいたします。

12 番（立柳委員）

12 番の立柳優です。

申請番号 1 番ですが、位置は大更小学校から南東へ約 1.3 km の地点です。申請地は、農業経営基盤強化促進法により利用権設定していた農地ですが、合意解約により令和 2 年 12 月 5 日に権利が消滅した農地で、借受人によりトマトの栽培がされていたということです。申請者は、水稻の作付けを主として農業をしており、申請地には水稻を作付けする予定とのこと。申請農地は適正に管理されておりました。今後も引き続き耕作する意志があること、適切に管理されることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第3号『特定貸付農地等について農業用に供した旨の証明願に対する可否の決定について』は、証明願のとおり『可』とすることに決定いたしました。

○議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の10ページをお開きください。今月の申請は5件になります。

申請番号1から申請番号4まで関連がありますので一括で説明いたします。

申請番号1、松尾寄木第15地割495、田、2,306㎡、申請番号2、松尾寄木第15地割496、田、2,626㎡、申請番号3、松尾寄木第15地割497、田、2,995㎡を含む2筆6,092㎡、申請番号4、松尾寄木第15地割498、田、3,048㎡、転用の目的は、使用貸借権設定による砂利採取で、2年間の一時転用となっております。

申請番号5、田頭第12地割98、田、1,056㎡を含む2筆、1,830㎡

転用の目的は、賃貸借権設定による複合福祉施設の建設となっております。内容は、福祉施設、駐車場、雪捨て場等が計画されております。

関係資料の3ページをご覧ください。

申請地の農地区分ですが、申請番号1から申請番号4は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。申請番号5は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定におきましては、第1種農地における、精神病院・老健施設等の建設は転用許可できるものとなっております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 立柳優 委員に願います。

12 番（立柳委員）

12 番の立柳優です。

申請番号 1 番から 4 番は関連がありますので一括で説明いたします。位置は、寄木小学校から南西へ約 1.3 km の地点に点在しております。転用の目的は、使用貸借による砂利採取で、2 年間の一時転用です。現況は、田で自己保全管理されておりましたが、砂利採取後は田に現況復旧することでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農用地区域内の農地となりますが、3 年以内の一時転用は、許可が認められております。

申請番号 5 番ですが、位置は、寄木小学校から東へ約 1.2 km の地点です。転用の目的は、介護福祉施設の建設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。申請人は、盛岡北部行政事務組合が介護保険整備計画に基づき公募した小規模多機能型介護保険施設の事業予定者として内諾を受けているとのことでありました。申請地は 10ha 以上の一団の農地で第 1 種農地と判断されますが、第 1 種農地への老健施設等の建設は許可できるものとなっております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 4 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 4 号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第 4 号『農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをお開きください。今月の申請は2件になります。関係資料4ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1、星沢78-2、畑、428㎡です。現況は、タバコの乾燥小屋の敷地として利用されており、宅地化しておりました。

申請番号2、赤坂田185-1、畑、7,744㎡を含む2筆、10,056㎡です。現況は、雑木が生い茂り山林化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 立柳優 委員にお願いいたします。

12番（立柳委員）

12番の立柳優です。

申請番号1番ですが、位置は、JR赤坂田駅から南西へ約2.0kmの地点です。現況は、たばこの乾燥小屋が建てられており、宅地化しておりました。申請地は、昭和61年頃に宅地との境界を確認せずに乾燥小屋を建築し、宅地化してしまったとのことでした。

申請番号2番ですが、位置は、JR赤坂田駅から南西へ約350mの地点です。現況は、雑木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は、立地条件が悪く、農作業機械が容易に入れない土地のため、不耕作となり昭和50年頃に山林化してしまったとのことでした。

いずれの申請地も非農地化されてから20年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。なお、申請番号2番については、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第17条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件ですので、先に申請番号1番を審議いたします。

それでは、申請番号1番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号1番の案件について採決いたします。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、申請番号1番の案件については、証明願のとおり『可』とすることに決定いたしました。

議長(山本会長)

次に、申請番号2番の審議を行ってまいります。『議事の参与制限』に該当する案件ですので、審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 藤村 勇三 委員の退席を求めます。

(11番 藤村勇三 委員 退席確認)

議長(山本会長)

これより、申請番号2番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長(山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号2番の案件について採決いたします。この案件について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長(山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長(山本会長)

よって、申請番号2番の案件に係る議案第5号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、証明願のとおり『可』とすることに決定いたしました。ここで、議席番号11番 藤村勇三 委員の着席を求めます。

(11 番 藤村勇三 委員 着席確認)

○議案第 6 号『農用地利用集積計画の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第 6 号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の 14 ページをご覧ください。今月の申請は、27 件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号 1、大更第 7 地割 309、田、1,994 m²を含む 2 筆 5,037 m²です。申請番号 2、大更第 27 地割 254、田、3,674 m²を含む 6 筆 16,376 m²です。申請番号 3、大更第 31 地割 367、田、3,466 m²です。申請番号 4、松尾第 3 地割 293、田、645 m²を含む 2 筆 2,595 m²です。申請番号 5、松尾第 1 地割 745、田、1,402 m²を含む 7 筆 10,325 m²です。申請番号 6、松尾第 3 地割 303、田、656 m²を含む 5 筆 4,021 m²です。申請番号 7、松尾第 16 地割 124、田、944 m²を含む 4 筆 2,750 m²です。申請番号 8、松尾寄木第 23 地割 340-1-1、田、1,793 m²を含む 2 筆 2,950 m²です。申請番号 9、新田 113-17、田、4,141 m²です。申請番号 10、荒屋新町 389、田、847 m²を含む 3 筆 3,393 m²です。申請番号 11、大更第 12 地割 134、田、1,764 m²を含む 3 筆 6,739 m²です。申請番号 12、平笠第 2 地割 6-130、畑、1,076 m²です。申請番号 13、細野 192-1、畑、16,084 m²を含む 2 筆 20,433 m²です。申請番号 14、細野 197-1、畑、10,523 m²です。申請番号 15、細野 193-1、畑、17,443 m²を含む 3 筆 35,936 m²です。申請番号 16、細野 194-1、畑、4,197 m²です。申請番号 17、細野 194-2、畑、5,891 m²です。申請番号 18、安比高原 181-1、畑、17,142 m²を含む 2 筆 21,108 m²です。申請番号 19、細野 191-1、畑、10,728 m²を含む 2 筆 10,962 m²です。申請番号 20、細野 196-2、畑、4,394 m²を含む 3 筆 34,627 m²です。申請番号 21、大更第 39 地割 212、畑、10,666 m²を含む 2 筆 28,667 m²です。なお、申請番号 5 番、8 番、17 番は未相続地のため、相続人の同意書が添付されています。また、申請番号 16 番につきましては共有地のため、共有者の同意書も添付されています。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号 22、帷子第 15 地割 356、田、933 m²です。

次に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 23、大更第 37 地割 226-1、田、1,837 m²を含む 8 筆、13,679 m²です。申請番号 24、平館第 30 地割 125、畑、2,769 m²です。申請番号 25、平館第 9 地割 175、田、610 m²を含む 2 筆、1,592 m²です。申請番号 26、大更第 19 地割 107、田、632 m²を含む 2 筆、2,083 m²です。

最後に、中間管理事業を活用した賃貸借権の設定です。

申請番号 27、平館第 28 地割 45、畑、62 m²を含む 8 筆、4,624 m²です。

なお、申請番号 23 については、令和 2 年 12 月総会でご審議していただきました岩手県農業公社へ所有権移転した農地を新たな担い手へ売り渡しをする申請となります。また、申請番号 24～26 については、所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。申請番号 27 については、令和 2 年 12 月総会でご審議していただきました岩手県農業

公社へ所有権移転した農地で、一時貸付となり3年後の令和5年中に、所有権移転が行われる予定であることを申し添えます。

申請地の明細については次の19～20ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第6号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時48分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和2年度第10回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年2月25日

会 長 _____

6 番 委 員 _____

9 番 委 員 _____

令和2年度

第10回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和3年1月25日（月）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第10回運営委員会報告

(2) 農地法等に関する業務報告

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 買受適格証明願に対する可否の決定について

議案第3号 特定貸付農地等について農業用に供した旨の証明願に対する可否の決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画の決定について

6 閉 会